

## 弁護士費用の基準

(民事事件の着手金及び報酬金)

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5.5%	11%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

※着手金最低額は11万円

(離婚事件着手金及び報酬金)

- 1 離婚調停事件または離婚交渉事件 各22万円から55万円の範囲内の額
- 2 離婚訴訟事件 各33万円から66万円の範囲内の額

※財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、民事事件の例によります。

(刑事事件の着手金)

- 1 起訴前及び起訴後の事案簡明な事件 22万円から66万円の範囲内の額
- 2 起訴前及び起訴後の前号に規定する以外の事件  
前号の規定に相当の額を加算した額

(刑事事件の報酬金)

- 1 事案簡明な事件
  - ア 起訴前
    - 不起訴の場合 原則として着手金と同額
    - 略式命令の場合 不起訴の場合の報酬金の額を超えない額
  - イ 起訴後
    - 刑の執行猶予の場合 原則として着手金と同額
    - 求刑された刑が軽減された場合  
執行猶予の場合の報酬金の額を超えない額
- 2 前号以外の刑事事件

ア 起訴前

不起訴の場合 原則として着手金と同額

略式命令の場合 不起訴の場合の報酬金の額を超えない額

イ 起訴後

無罪 55万円を最低額とし着手金と同額以上の額

刑の執行猶予 原則として着手金と同額

求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当な額

検察官上訴が棄却された場合 原則として着手金と同額

- 3 保釈，勾留の執行停止，抗告，即時抗告，準抗告，特別抗告，勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は，依頼者との協議により，被疑事件または被告事件の着手金及び報酬金とは別に，相当な額がかかります。

(手数料)

- 1 法律関係調査（事実関係調査を含む。）

11万円またはこれに調査に要する時間制の手数を加算した額

- 2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

ア 経済的利益の額が1,000万円未満のもの

原則として11万円とし，事案の複雑さ，事実調査の必要性その他事情を考慮して加算した額

イ 経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの

原則として33万円とし，事案の複雑さ，事実調査の必要性その他の事情を考慮して加算した額

ウ 経済的利益の額が1億円以上もの

原則として44万円とし，事案の複雑さ，事実調査の必要性その他の事情を考慮して加算した額

エ 公正証書にする場合

右の手数料に11万円までの額を加算した額

- 3 内容証明郵便作成

ア 弁護士名の表示なし

原則として3万3000円

イ 弁護士名の表示あり

原則として5万5000円

#### 4 遺言書作成

##### ア 定型的な遺言書

22万円

##### イ 非定型的な遺言書

原則として22万円とし、事案の複雑さ、事実調査の必要性その他の事情を考慮して加算した額

##### ウ 公正証書にする場合

右の手数料に11万円までの額を加算した額

#### (顧問料)

顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

- 1 非事業者 年額13万2000円（月額1万1000円）以上
- 2 事業者 月額3万3000円以上

#### (日当)

- 1 半日（往復2時間を超え4時間まで）  
3万3000円以上6万6000円以下
- 2 1日（往復4時間を超える場合）6万6000円以上13万2000円以下

#### (実費等の負担)

弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等のご負担をいただきます。